

中小企業等資金繰り支援策

【事業規模】10兆円程度、【予算措置】5, 100億円

(上半期分の措置を想定)

1. 保証協会による『東日本大震災復興緊急保証』

(事業規模: 5兆円)

- ①保証枠の拡充
- ②てん補率の引き上げ

2. 日本公庫・商工中金による『東日本大震災復興特別貸付』

(事業規模: 2. 25兆円)

- ①融資枠の拡充
- ②低利融資(一部、無利子化)

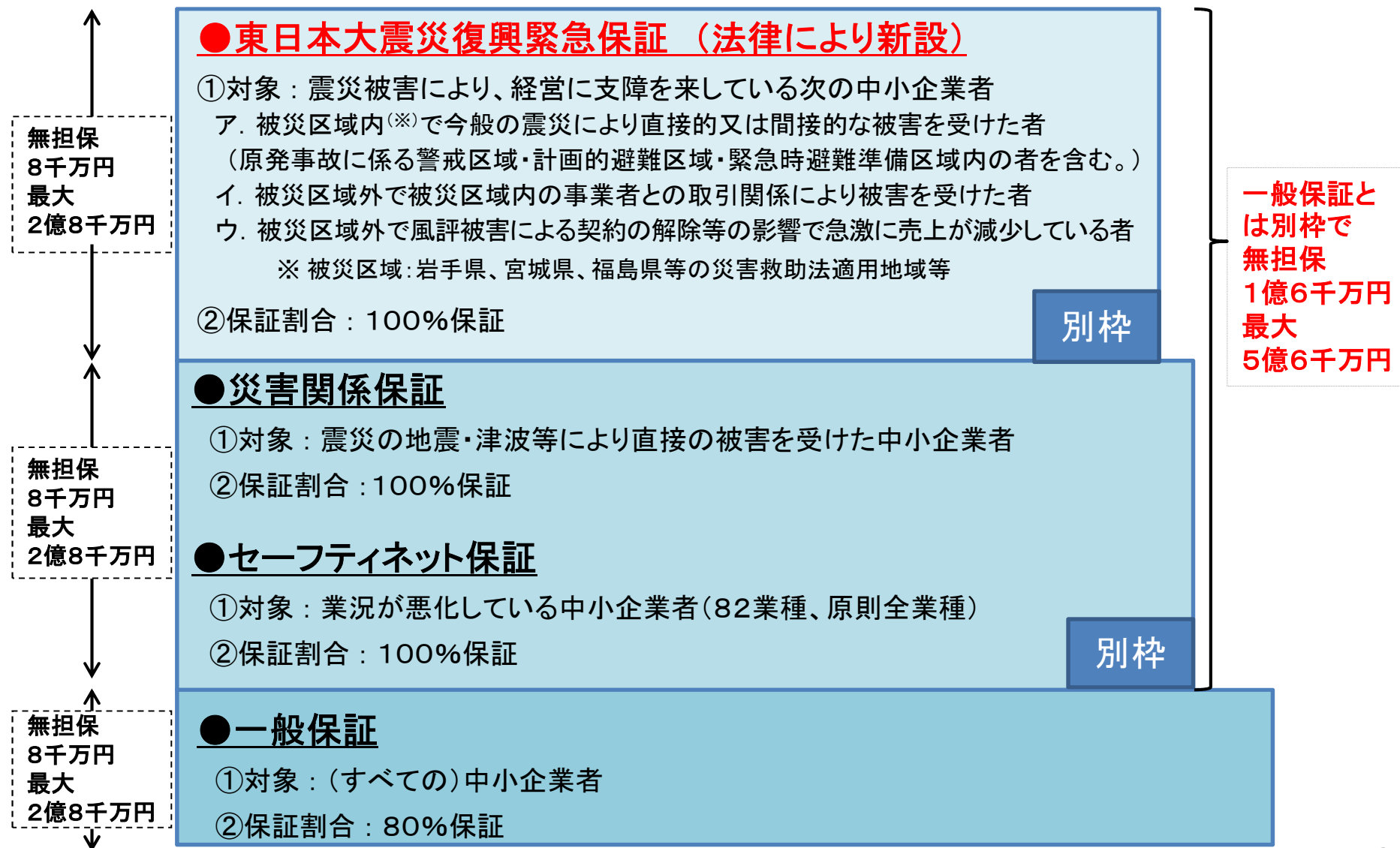
※ 小規模企業向けの「マル経融資」についても、被災された小規模企業を対象に、融資枠の拡充(1,500万円に別枠1,000万円を追加)、金利引き下げ措置(▲0. 3%→▲1. 2%)を実施。

3. 中堅・大企業向けの危機対応貸付 (事業規模: 2. 8兆円)

- ①低利融資
- ②損害担保
- ③出資円滑化

震災向け中小企業信用保証制度の概要

被災地域に加えて、全国的な震災被害対策として、3階建ての信用保証枠を用意。
一般保証とは別枠で、無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで利用が可能。



（注）審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

東日本大震災復興特別貸付の概要

利用対象者	貸付限度額・貸付期間	貸付金利・据置期間
①今般の地震・津波により直接被害を受けた中小企業者／原発事故に係る警戒区域等(注1)内の中小企業者	a) 貸付限度額 【日本公庫(中小事業)】 3億円 【日本公庫(国民事業)】 6,000万円 b) 貸付期間 最大20年(設備)、15年(運転)	ア) 金利引下げ措置 ・基準金利(注2)から▲0.5%。 ・貸出後3年間は、1億円(国民事業は3,000万円)まで▲1.4%。 イ) 据置期間 最大5年
②上記①の者と一定以上の取引のある中小企業者	c) 貸付限度額 【日本公庫(中小事業)】 3億円 【日本公庫(国民事業)】 6,000万円 d) 貸付期間 最大15年(設備、運転)	ウ) 金利引下げ措置 ・基準金利(注2)から最大▲0.5%(注3)。 ・貸出後3年間は、3,000万円まで最大▲1.4%(注4)。 I) 据置期間 最大3年
③その他の理由により、売上等が減少している中小企業者(風評被害等による影響を含む。)	e) 貸付限度額 【日本公庫(中小事業)】 7億2,000万円 【日本公庫(国民事業)】 4,800万円 f) 貸付期間 最大15年(設備)、8年(運転)	オ) 金利引下げ措置 期間限定なく、基準金利(注2)から最大▲0.5%(注3)。 カ) 据置期間 最大3年

注1: 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

注2: 平成23年4月28日現在、貸付期間5年の場合で、中小事業は1.75%、国民事業は、2.25%(基準金利は毎月1回改定)。

注3: 売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%。注4: ▲0.9%は自動的に適用。さらに、注3の引下げが可能。

注5: 商工中金の危機対応業務(中小企業向け)は、中小事業と同様の内容で実施。

注6: この他、地震や津波により工場が全壊した等の事業者向けの利子補給制度等については、次ページ以降を参照。

『特別利子補給制度』(案)

1. 今般の補正予算案を活用して創設予定の、日本政策金融公庫等の『東日本大震災復興特別貸付』により借入を行う中小企業のうち、地震・津波により事業所が全壊又は流失した中小企業や、警戒区域等内の中小企業等を対象として、中小機構を活用した『特別利子補給制度』を創設し、当該中小企業に対する融資を無利子化する制度を創設(貸付後3年間、上限1億円(国民事業は3,000万円))。

【1次補正予算案に100億円を計上】

2. 詳細については、今後、関係の地方自治体等と調整予定。

